

週刊 税務通信

令和6年(2024年)
3月11日

NO.
3793

◎発行所 税務研究会 <https://www.zeiken.co.jp>
〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング

展望

定額減税 月次減税事務 で要対応の「同一生計配 偶者」の把握方法

▷…参議院で審議中の所得税法等の一部改正法案の成立・施行を前提に、本年6月から給与所得者に係る定額減税の「月次減税事務」が始まる予定だ。給与担当者が最初に手掛ける事務は、従業員等のうち対象となる基準日在職者の該当者と、その同一生計配偶者、扶養親族を正確に選び出す作業だろう。月次減税事務に向けて、提出済みの扶養控除等申告書等で記載された情報を基に、同事務の課題とされる同一生計配偶者の把握方法を取り上げる(2頁)。

海外サイトを通じた国内の宿泊予約に当た りインボイスの不交付が散見

▷…インターネットのウェブサイトから国内の宿泊施設を予約する利用者が増えている。ただ、国外事業者が運営する海外予約サイトを通じた宿泊予約の場合、旅館等と海外サイトのどちらからもインボイスが交付されない事態が生じているという。金井恵美子先生の連載では、ウェブサイトから予約した場合のインボイス対応を詳説する(5頁、解説25頁)。

電子取引対応 Q&A 第2回は保存要件

▷…実務対応で押さえておきたい本誌オリジナルの電子取引データの保存義務化の対応 Q&A (No.3786)。第2回は「電子取引データの保存に係る要件」をお届けする(6頁)。

東京高裁 二重課税巡り納税者が全面勝訴

▷…東京高裁は先般、相続により承継した債務に係る債務免除益が所得税の課税対象となるかを巡り争われた事件で (No.3746)、納税者側の主張を認容する判決を下した(9頁)。

定額減税 本年6月からの実施へ同
一生計配偶者の把握ミスに注意…(2)

海外サイトを通じた国内の宿泊予約で
インボイス不交付が散見…(5)

本誌オリジナル・電子取引データの保存
義務化の対応 Q&A (第2回)…(6)

東京高裁 相続税・所得税の二重課税巡
る事件で納税者側が全面勝訴…(9)

R5年分申告 島根・沖縄の一部で医療
費控除の訂正申告等々を注意喚起…(12)

[緊急開催]能登税特法説明会のご案内…(4)

定額減税 全国各税務署で説明会開催…(8)

定額減税 国税庁・総務省・内閣官房担
当官による解説動画の配信決定…(8)

政府 デジタル手続法等改正法案提出…(13)

■元国税審判官がセレクト・実務家が知っておくべき
「最新未公表裁判」(59) 山田 庸一
「不当」を理由とする処分の取消し…(18)

特集 令和6年3月決算向け特別企画

税制改正項目のポイント総チェック③…(14)
研究開発税制

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く…(21)
～令和6年度税制改正と今後の展望～

これからの消費税実務の道しるべ…(25)

第71回 インボイス制度⑯
ウェブサイトにおいて宿泊の予約をした場合
金井 恵美子

特別資料 令和6年度主要改正

項目の適用開始時期一覧…(37)

事例 から学ぶ 税務 の核心…(45)

第90回 インボイス制度施行半年経過後の実務
上の論点…大阪勉強会グループ

今週のFAQ…(61)

◇ショウ・ウインドウ…(62)
賃上げ促進税制と産競法の中堅企業
医療費控除とマイナポ連携

▷月刊 おすすめセミナー…(29)

◎定額減税 同一生計配偶者の把握ミスに注意(2頁) / 海外サイトで宿泊予約をした場合にインボイス不交付が散見(5頁、解説25頁)

宮沢洋一・自民党税調会長に聞く

令和6年度税制改正と今後の展望

令和7年度改正で退職所得課税制度の見直しを議論へ



令和6年度税制改正では、所得税・個人住民税の定額減税の実施、賃上げ促進税制の強化、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制の創設等が盛り込まれた。

本誌は、自民党税制調査会の宮沢洋一会長に単独インタビューを行い、主な改正項目の趣旨やポイントのほか、今後の税制改正の見直しなどを聞いた。

(*このインタビューは令和6年2月6日に行いました)

Q1 令和6年度税制改正大綱をとりまとめた感想をお聞かせください。

▶定額減税、賃上げ促進税制等大きな項目多く

令和6年度税制改正は議論が大変な“重い”項目が多かったです。令和6年10月に、「成長の果実を国民に還元する」という総理の発言に基づく所得税・個人住民税の定額減税の話が出たことで、早期に税制改正の議論が始まりました。

今回の税制改正は、定額減税の実施や賃上げ促進税制の強化といった、経済を成長軌道に乗せるための措置が一つの柱。もう一つの柱は、戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制など、中長期的にさらに日本を成長させるための新たな税制の創設です。そして、住宅ローン控除の拡充など子育て世帯を支援する措置という3本目の柱です。令和6年度税制改正の柱として大きくこの3つが挙げられます。

Q2 令和6年6月より定額減税を実施する理由は为什么呢。

▶ボーナス時期の6月に減税で景気刺激

定額減税は総理の「成長の果実を国民に還元する」という発言から検討が始まりました。定額“給付”の方が制度としてはやりやすいでしょうし、自民党税制調査会(税調)の幹部の中では減税という方法にそれほど賛成の声はありませんでしたが、所得税・個人住民税の定額“減税”を行うという総理の重い政治判断を尊重すべきと考えました。

総理から伝えられた、1人当たり所得税3万円、個人住民税1万円という減税金額に基づき、制度設計を検討しました。税調の幹部の中では当初から、一定の所得がある方は定額減税の対象にしないということが共通認識でした。サラリーマンの方でも2千万円超の給与収入がある方は確定申告が必要となるので、これに合わせて給与収入が2千万円超の方は対象としないことにしました。また、所得がない方や所得

法人税
所得税
源泉税
消費税
国際課税
相続贈与
通則法
地方税
裁判裁決
その他

が低い方には、給付金による素早い対応をとることに決めました。

平成10年に定額減税が実施されましたが、3月末に税制改正法案が国会で成立しても、すぐに実行することは難しく、現場の対応に若干の混乱がみられました。今回の定額減税では、令和6年6月の給与・ボーナス時の源泉徴収税額を減らすので、多くの方は、この6月の段階で大幅に税金が少なくなったことを実感するでしょう。

6月という時期は大事なタイミングです。ボーナス商戦に火をつけ、見通しが明るくなってきた日本経済を成長軌道にのせるため、景気を刺激する良いタイミングだと思います。

Q3 電気自動車や半導体等の生産量等に比例して法人税額を控除する「戦略分野国内生産促進税制」、特許権又はAI分野のソフトウェアの著作権に係る譲渡等の所得控除をする「イノベーションボックス税制」の創設について、教えてください。

▶**法人税で大きな減税制度を2つ創設**
戦略分野国内生産促進税制は大きな減税制度です。GX (Green Transformation: グリーントランスフォーメーション) をにらみ、日本として長期的な戦略投資が必要な、電気自動車等(蓄電池)、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF (持続可能な航空燃料)、半導体の生産を対象にします。これらの投資の段階では補助金の対象となりますが、さらに生産の段階において法人税額の40% (半導体は20%) を上限に税額控除を適用できるというものです。対象期間は極めて長期の10年間という今までにない税制です。

イノベーションボックス税制は、企業が国内で研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権の国内での譲渡に係る所

得又は国内外からのライセンス所得に対して、30%の所得控除を認める制度です。G7ではフランス、イギリスに次いで3番目にこの制度を創設できました。今後、日本で大きく役立つ税制になると思います。

Q4 賃上げ促進税制では、新たに中堅企業の枠を設けるなど控除率の構造の見直し、中小企業には5年間の繰越控除を認めるなど、大きく改組されました。

▶**中堅企業枠や中小企業の5年間の繰越控除制度を設ける**

賃上げ促進税制は、平成25年度改正で創設しました(創設当初は所得拡大促進税制)。令和4年度改正で大幅に拡充したことで、令和4年度の減税額は5千億円程になりました。今回の改正によって、減税規模はさらに大きくなります。

大企業は、今回の改正後も前年比3%の賃上げにより制度を適用できますが、4%、5%と賃上げ率を増やせば税額控除率が増加し、7%の賃上げ等で税額控除率は最大35%となり大きな減税効果があります。新たに中堅企業という枠も設け、いわゆる超大企業と比べると少し規模が小さくなる企業では、4%の賃上げ等で最大35%の税額控除を適用できます。

中小企業では、もともと1.5%と賃上げ要件のハードルが低いですが、赤字企業が多く、税額控除の恩典を受けにくかったので、繰越控除をできるようにしました。中小企業の方には、繰越期間の5年以内に黒字化を目指していただき、この制度の恩典をしっかりと受けられるようにしていただくとありがたいです。中小企業を含め、企業の方には十分な賃上げを行っていただきたいです。

Q5 交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準について、1人当たり「5千円以下」から「1万円以下」に引き上げられました。狙いを教えてください。

▶飲食費を充分に使えるようキリよく「1万円」に

昨今の物価上昇を背景に、飲食費の金額基準を引き上げて欲しいという要望がありました。金額基準を引き上げる方針を定めてから、「7千円」といった案も出ましたが、飲食費を充分に使っていただくということで、キリよく「1万円」に引き上げることを政治判断で決めました。

Q6 消費税のインボイス制度開始後、初めての確定申告期に向けて万全の体制を確保する旨が大綱に示されています。制度開始から数か月経ち、現状をどのようにお考えでしょうか。

▶今後も問題あれば柔軟に対応

令和5年10月からのインボイス制度の実施は数年前前から決まっていますが、いよいよ制度の開始が目前に迫った令和4年の税調では、いくつかの要望が挙がってきました。そのため、令和5年度改正では様々な緩和的措置を取りました。

制度が始まり状況を注視してきましたが、大きな混乱はないように認識しています。今後も実務的な問題点などがあれば、柔軟に対応していきたいと思っています。



Q7 地方税の外形標準課税の適用基準の見直しとして、現行基準（資本金1億円超）を維持しつつ、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合等が対象とされました。改正の背景をお聞かせください。

▶課税対象になっていない中小企業に配慮した改正

平成27年、28年に外形標準課税対象法人の税率等を見直してから、10年近く経ちます。業績が良くない大企業が資本金を1億円以下に減資し、外形標準課税の適用を免れるといった節税行為が目立ってきたので、対応が必要と考えていました。しかし、外形標準課税の対象が中小企業にも広がるのではないかと危惧する声もあり、うまい解決策が見つかりませんでした。

総務省からは、資本金と資本剰余金を合わせて50億円の規模の会社を新たに対象とする案が提示されましたが、現状は外形標準課税の対象になっていない中小企業が相当数含まれてしまうという反発がありました。

議論の結果、これまで外形標準課税の対象であった大企業が減資により中小企業となり、外形標準課税の適用から外れている場合に、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える規模の企業を対象にするということで、合意を得る

